

**播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事
要求水準書**

令和7年4月

播磨高原広域事務組合

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画概要	1
1. 一般概要	1
(1) 工事名	1
(2) 工事場所	1
(3) 施設規模	1
(4) 工事内容	1
(5) 工事期間	1
2. 工事にあたっての基本的事項	1
第2節 計画主要項目	2
(1) 火葬対象	2
(2) 基本条件	2
(3) 火葬炉運転管理方式	4
(4) 環境汚染防止基準値	4
(5) 火葬炉設備の更新に係る工事工程（手順）について	5
(6) 安全対策	5
(7) 非常時の運転	6
(8) 関係法令及び規格等	6
(9) 保 証	7
(10) 試運転及び運転指導	8
(11) 引渡し	9
(12) かし検査	9
第3節 雑 則	9
(1) 疑義	9
(2) 変更	9
(3) 水道、電気、燃料等	9
(4) 事前協議	9
(5) 諸官庁への手続き	9
(6) 特許関係	9
第4節 工事範囲	10
(1) 機械設備工事	10
(2) 電気・計装設備工事	10
(3) その他の工事	10
第5節 提出図書（火葬炉更新工事に係る設計図書等）	10
(1) 基本的事項	10
(2) 実施設計図書（実施設計時に提出する図書）	11
(3) 完成図書	12

第2章 設備別の基本的事項	13
第1節 共通事項	13
第2節 火葬炉設備の基本仕様内容	13
1. 火葬炉本体	13
(1) 主燃焼炉	13
(2) 断熱扉	14
(3) 炉内台車	14
(4) 炉内台車移送設備	14
(5) 再燃焼炉	14
2. 燃焼設備	14
(1) 主燃焼炉用バーナ	14
(2) 再燃焼炉用バーナ	14
(3) 燃焼用空気送風機	14
3. 排ガス冷却設備	15
4. 排ガス処理設備	15
5. 排気設備	15
(1) 強制排気設備	15
(2) 炉内圧制御装置	15
(3) 煙道	15
(4) 排気筒	15
6. 火葬炉設備に関する付属設備	16
(1) 炉前化粧扉及び台車駆動装置	16
(2) 炉前冷却室	16
(3) 残骨灰処理設備	16
(4) 集じん灰処理設備	16
(5) 柩運搬車	16
(6) 炉内台車運搬車	16
7. 電気・計装設備	17
8. 配管設備	17
9. 保温・断熱設備	18
10. 塗装工事	18
11. 地震対策	18
12. その他	18
第3章 建築工事仕様	19
第1節 共通事項	19
(1) 共通仕様書	19
(2) 施工要領書	19
(3) 仮設計画	19
(4) 諸手続き	19
第2節 開口工事	19
別紙様式—1 火葬炉設備仕様内容	20

別紙—1	消耗品・予備品納入一覧表	・ ・ ・ ・ ・	27
別紙—2	制御一覧表	・ ・ ・ ・ ・	28
別紙—3	計装一覧表	・ ・ ・ ・ ・	29

播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事要求水準書

第1章 総 則

本要求水準書は、播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事に適用する。

第1節 計画概要

1. 一般概要

この要求水準書は、火葬炉設備更新工事に係る要求水準書であり、適正な火葬を執行するために必要な基本的事項を示すものです。

したがって、詳細にわたり明記しないものであっても、本施設の目的達成上、当然必要な設備、装置、材質、構造等については、本要求水準書に記載の有無にかかわらず受注者の責任において適切なものを完備すること。

また、設備は省力化に努めるとともに事故防止及び作業環境の向上に万全を期するものとする。

さらに、平成12年3月厚生省が発表した火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（以下「ダイオキシン類削減対策指針」という）に示された内容を遵守し、必要な設備を設置すること。

なお、工事の施工にあたっては、本要求水準書に記載している条件及び性能が遵守されることが前提であり、工事設計書等の提出時には別途（10頁第5節）示す必要な図書を提出すること。

- (1) 工 事 名 播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事
- (2) 工事場所 (施設名) 播磨高原斎場（こぶし苑）
(住 所) 兵庫県たつの市新宮町光都3-37-1
- (3) 施設規模 火葬炉4炉 汚物炉1炉（小動物対象炉）
- (4) 工事内容 既設火葬炉設備等の解体撤去及び新規火葬炉設備設置工事
 - ①解体撤去に係る炉数：火葬炉5炉
：汚物炉2炉、(1炉は小動物対象炉)
 - ②新規設置に係る炉数：火葬炉4炉
：汚物炉1炉（小動物対象炉）
- (5) 工事期間 契約日の翌日から～ 令和10年10月末日（予定）

2. 工事にあたっての基本的事項

火葬炉設備の更新にあたって、次に示す事項について十分に留意して施工計画書や工事施工にかかる設計図書の作成を行うこと。

- (1) 既存施設を稼働しながら工事を行う計画とすることから設備の配置、工事手順等を十分に考慮すること。

なお、工事期間中は過去の実績を考慮し、火葬炉が常時3炉稼働可能となるような工程とし、現況建物の建築物本体及び各設備への影響や更新する既設火葬炉の稼働に影響が出ないように配慮すること。

- (2) 工事に伴い、新しい構造の火葬炉設備の設置に係る基礎部分を除き、原則として既存建物の改修工事は行わないこととする。

(3)「ダイオキシン類削減対策指針」及び大気汚染防止法等の法的な規制基準値を遵守し環境汚染防止対策に十分配慮した設備とすること。

さらに、周辺環境の保全にも十分配慮した設備とすること。

(4) 火葬炉設備の運転管理が容易であり、十分な安全対策が図られたシステムとし、極力自動化を図ること。

(5) 火葬炉設備は高い安全性と十分な耐久性を有し、保守点検等の維持管理が容易にできる設備とし、労力の省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。

また、各設備とも十分な耐久性を有し、諸経費の軽減が図られた設備であること。

(6) 火葬作業環境及び労働安全衛生に十分配慮した設備であること。

(7) 火葬炉と火葬炉の間（炉間）は、バーナ操作面から炉前冷却室への移動と火葬炉設備の保守点検スペース等を考慮した間隔と移動通路の確保を行うこと。

(8) 火葬炉設備の保守点検時に火葬炉が運転停止となる場合、当該停止分を除く他の火葬炉において、単独運転が支障なく行えるシステムとすること。

(9) 工事にあたって、新しい火葬炉設備の運転に支障がないように受変電設備（キュービクル）の電気設備容量について確認し、設備容量が不足する場合については必要に応じて増加すること。

(10) 既存建物は新しい耐震構造指針以降に建設された斎場施設であることから現状においては構造的には特に支障はないと考える。

従って、今回更新する新しい構造の火葬炉本体や強制排気設備等の重量設備の設置についても、新耐震の基準に適応した工事施工を行うこと。

（1階及び2階床面荷重について確認し、必要に応じ加重調整を行うこと。）

(11) 緊急時の体制（アフターサービス）が整備されていること。

(12) 災害時の対応を考慮した設備であること。

第2節 計画主要項目

(1) 火葬対象

① 火葬対象とする遺体は、標準的な遺体を60～90kgとし、100kg程度の大型遺体の火葬も可能なものであること。なお、燃焼計算の基本条件において重量は75kgを標準値とし、火葬時間は約60分とする。

② 棺重量は15kgを基準とし、市販業者が製造する最大サイズの棺の火葬も可能な炉内空間であること。（L2100×W650×H600）

③ 燃焼計算の基本条件において副葬品は10kgを基準とする。

④ 各燃焼対象物の性状、組成等については「火葬場の建設・維持管理マニュアル（日本環境斎苑協会）」又は「火葬場の施設基準に関する研究（日本環境衛生センター）」を参考にし、さらには各社において過去の実績等を考慮して設計すること。

(2) 基本条件

1) 年間火葬件数： 約742件／年 （令和12年将来予測死亡者数）

2) 型式

主燃焼炉： 台車式寝棺炉（炉前冷却室付）

再燃焼炉： 主燃焼炉直上型（1炉1再燃焼方式）

- 3) 燃 料 : 都市ガス
- 4) 火葬炉の同時稼働
 - 2 階機械室の煙道等の設備設置空間については既存と同様に 1 炉 1 排気系列とする。
- 5) 火葬炉の配置

既存「播磨高原斎場（こぶし苑）（以下、「こぶし苑」という。）」の建築関係図面及び火葬炉関係図面を参照のこと。

なお、「こぶし苑」における火葬炉設備更新工事にあたって考慮する必要がある設備や設備設置空間としては次のとおりとする。

 - ① 1 階火葬炉室（火葬作業室）
 - ② 1 階中央監視・制御室（新火葬炉システムに更新）
 - ③ 電気設備

（動力制御盤、炉制御盤、炉操作盤、受変電設備（キュービクル）、非常用発電設備等）
 - ④ 2 階機械室

（排ガス冷却設備、燃焼用空気送風機、集じん設備、触媒処理設備、強制排気設備、排気筒、酸素濃度計等）
 - ⑤ その他 火葬炉設備業者独自で必要とする設備
- 6) 機器配置等
 - ① 火葬炉設備は維持管理が容易な構造及び機器配置とし、火葬作業及び保守点検に要するスペースを確保すること。
 - ② 1 階及び 2 階における各設備、機器の配置については保守点検時及び修理補修時を考慮して計画することとし、十分な保守点検用の通路を確保すること。
- 7) 環境汚染防止設備

4 頁（4）に示す環境汚染防止基準値を守ることができる必要な設備を提案すること。
- 8) 電気・計装設備 : 7. 電気・計装設備（17 頁）の項を考慮して提案のこと。
 - ① 火葬炉操作盤 : タッチパネル型式とする。
 - ② 中央監視装置 : パソコンによる集中監視及び制御が可能な設備、装置とすること。パソコン画面上にシステムフローチャートを示すこと
 - ③ モニター設備

火葬炉の運転管理を行うにあたって、次に示すモニター設備を設置すること。なお、「こぶし苑」に設備されている各種監視設備について、事前に調査を行い、設備の状況によっては播磨高原広域事務組合（以下「組合」という。）と相談の上、最新の設備に交換することを検討する。

（例）ア、排ガス監視用のモニター設備、バーナや送風機等の各設備機器の動作表示のモニター等

イ、データ処理

次の a. b. のデータを中央監視室のパソコン上で表示し、表示したデータは保存できる機能を保持すること。

 - a. 火葬受付状況（日報、月報、年報）
 - b. 火葬稼働状況（火葬時間、燃料使用量）
- 9) 告別の方法 : 「こぶし苑」における葬送行為とする。
- 1 0) 収骨の方法 : 「こぶし苑」における収骨方法とする。
- 1 1) 運 転 回 数 : 原則として平均 2 回/炉・日とすること

（1 炉 1 日で 2 回転の火葬が可能なこと。）
- 1 2) 火 葬 時 間 : 再燃焼バーナ着火から主燃焼バーナ消火まで火葬時間を平均約

65分～70分とする。

また、収骨が可能になるまでの冷却時間を約10分～15分とし、火葬時間は平均約80分～85分とする。

(3) 火葬炉運転管理方式

① 火葬炉の運転管理は、中央集中監視・制御方式とし、火葬炉運転操作盤（タッチパネル）の他、中央監視装置においても燃焼状態、排ガス量の状態等の監視及び制御を行うことができ、また、各設備、機器の発停等の操作ができることと合せ、運転管理に必要な炉内温度、排ガス温度、炉圧、火葬時間等のデータの集積とデータの処理を行うことができる設備とすること。

② 火葬炉運転操作上における炉内温度や炉圧の安定性を十分に考慮し、燃焼中に排ガス量の変動があっても火葬炉の稼働及び環境汚染防止対策に支障をきたさないこと。

③ 火葬中は原則として極力デレッキ（火掻き棒）での作業は行わないものとする。

④ 温度条件

再燃焼炉内温度は、再燃焼バーナ着火約5分後から火葬終了まで炉内温度は800℃～950℃を保持すること。

⑤ 再燃焼炉内排ガス滞留時間

「ダイオキシン類削減対策指針」に示された指針を遵守し、排ガス滞留時間は1秒以上とすること。（最大排ガス時において）

なお、排ガス滞留時間の計算書を提出のこと。

⑥ 主要設備の概要

ア、燃焼設備

主燃焼炉＋再燃焼炉方式

イ、燃料（主燃焼炉及び再燃焼炉）：都市ガス

ウ、バーナ着火方式

電気式自動着火とする。（スイッチを入れるだけでパージから着火まで自動で行うこととする。）

エ、排ガス冷却方式

空気混合による冷却方式とし、均一で急速に降温できる方式とすること。

また、冷却設備の出口温度は250℃以下に冷却できる設備とすること。

オ、集じん設備

慣性衝突式フィルター式集じん設備とする。

カ、ダイオキシン類の除去方法

再燃焼炉の高温による燃焼分解＋集じん設備＋触媒処理設備とする。

キ、排気方式

誘引排風機による強制排気方式とする。

なお、排気筒の高さは、既存排気筒を使用すること。

ク、残骨灰及び集じん灰処理方式

収骨後に炉内台車上に残った骨灰等は既存の配管を使用し残骨保管室まで真空搬送すること。

なお、残骨灰は飛散しないように容器に保管すること。

(4) 環境汚染防止基準値

火葬中いかなる場合も可視煙を出さず、以下の基準を遵守すること。

以下に排気筒1基あたりの基準値を示す

1) 排ガス濃度（排気筒出口）

火葬炉の排ガス基準は各排気筒出口における火葬工程の平均値とする。

次に示す各物質の排ガス基準は特に断りがない限り酸素濃度12%換算値とする。ただし、ばいじん量については測定値とする。

- a. ばいじん量 : 0.1 g/m³N以下
- b. 硫黄酸化物 : 30 ppm 以下
- c. 窒素酸化物 : 250 ppm 以下
- d. 塩化水素 : 50 ppm 以下
- e. 一酸化炭素 : 100 ppm 以下
- f. ダイオキシン類 : 1.0 ng-TEQ/m³N以下
- g. 残存酸素濃度 : 6%以上(再燃焼炉出口)(濃度測定設備を設置のこと)
- h. 排ガス温度 : 250℃以下(冷却設備出口)

2) 悪臭物質濃度(排気筒出口)

- a. アンモニア : 1.0 ppm 以下
- b. メチルメルカプタン : 0.002 "
- c. 硫化水素 : 0.02 "
- d. 硫化メチル : 0.01 "
- e. 二硫化メチル : 0.009 "
- f. トリメチルアミン : 0.005 "
- g. アセトアルデヒド : 0.05 "
- h. プロピオンアルデヒド : 0.05 "
- i. ノルマルブチアルデヒド : 0.009 "
- j. イソブチアルデヒド : 0.02 "
- k. ノルマルバレルアルデヒド : 0.009 "
- l. イソバレルアルデヒド : 0.003 "
- m. イソブタノール : 0.9 "
- n. 酢酸エチル : 3.0 "
- o. メチルイソブチルケトン : 1.0 "
- p. トルエン : 10 "
- q. スチレン : 0.4 "
- r. キシレン : 1.0 "
- s. プロピオン酸 : 0.03 "
- t. ノルマル酪酸 : 0.001 "
- u. ノルマル吉草酸 : 0.0009 "
- v. イソ吉草酸 : 0.001 "

3) 臭気濃度

- ・排気筒出口 : 500 以下
- ・敷地境界 : 10 以下

4) 騒音

- ・敷地境界 : 50 db (A) 以下(炉稼動時)(昼間 8:00~18:00)
- ・炉前ホール : 60 db (A) 以下(炉稼動時)(昼間 8:00~18:00)
- ・作業室内 : 80 db (A) 以下(炉稼動時)(昼間 8:00~18:00)

5) 振動

- ・敷地境界 : 60 db (A) 以下(炉稼動時)(昼間 8:00~18:00)

(5) 火葬炉設備の更新に係る工事工程(手順)について

本要求水準書の1頁 2. 工事にあたっての基本的事項に示したように、既存火葬炉を稼動しながら新しい構造の火葬炉設備に全面更新する計画であり、既存火葬炉設備の解体撤去、新しい構造の火葬炉設備の設置等について十分に考慮した工程とすること。

(6) 安全対策

- ① 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置が全て安全側へ作動するようエマージェン

シー回路（緊急時における安全確保回路）を設けること。

② 作業員の安全と事故防止には十分配慮すること。

特に送風機等の回転部を要する設備の稼働については、労働安全衛生法を遵守し、必要な箇所にはカバーを施すと同時に表示等で危険防止対策を施し、通常作業時に危険のないよう処置すること。

③ 作業員の火傷防止のため、機器類及び配管類の表面温度が1階炉室及び2階機械室において室温＋40℃以下になるよう保温・断熱工事を行うこと。

（7）非常時の運転

① 災害時等の停電時には、非常用発電設備からの電力供給を受けるシステムとする。なお、非常時における必要設備容量としては、運転する炉数や時間を含め組合と協議の上決定することとする。

② 停電時においては、非常用発電設備からの電力により稼働中の火葬炉が引き続き強制排気ができるなど、火葬炉の運転が可能なような計画とすること。

③ 強制排気設備の故障により同一系列の炉の運転に支障が生じた場合は、火葬が支障なく行えるようバイパス煙道等により隣接した他系列の排気設備が利用可能な計画とすること。

④ 緊急作動試験を実施すること。

受変電設備（キュービクル）及び非常用発電設備が一定時間（10分間）を超えて停止し、これを作動させる場合、火葬炉設備の安全な立ち上げが確認できるよう、緊急作動試験が実施できること。

なお、緊急作動試験後は容易に定常状態に復帰できること。

（8）関係法令及び規格等

1）関係法令

本要求水準書による設計及び施工にあつては、下記の関係法令等を遵守するものとする。

- ① 墓地、埋葬等に関する法律
- ② 都市計画法
- ③ 建築基準法
- ④ 電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、内線規程、電気用品取締法、電気工事士法、電気工事業法、電力会社電気供給約款
- ⑤ 消防法
- ⑥ 環境基本法
- ⑦ 大気汚染防止法
- ⑧ 悪臭防止法
- ⑨ 騒音規制法
- ⑩ 振動規制法
- ⑪ その他環境汚染防止関連法及び条例
- ⑫ 危険物の規制に関する政令及び規制
- ⑬ 労働安全衛生法、労働基準法

2）共通仕様書等

受注者は、本要求水準書のほか下記の各工事共通仕様書を遵守するものとする。

- ① 建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ② 機械設備工事標準仕様書（ 〃 ）
- ③ 電気設備工事標準仕様書（ 〃 ）
- ④ 建築設備工事標準仕様書（ 〃 ）
- ⑤ その他規制、規格、基準に定めのあるものは、これに従うものとする。

3）適用規格等

① 使用材料及び機器はすべて組合の承認を得た専門業者の製品とし、それぞれの用途に適合した欠陥のない製品（新品）で、次の規格に定められているものに

については、これらの規格品を使用すること。

なお、下記の規格にないものは、関連のある他の規格（日本電線工業規格、日本電気制御機器工業規格等）に定められている規格品を使用するものとする。

- a. 日本産業規格（J I S）
- b. 電気規格調査会標準規格（J E C）
- c. 日本電機工業規格（J E M）

これらの規格等のほか、次の項目についても適合するものとする。

- ア、高温部に使用する材料等は、耐熱性に優れたものとする。
- イ、腐食性のある環境で使用する材料等は、耐食性に優れたものとする。
- ウ、摩耗性のある環境で使用する材料等は、耐摩耗性に優れたものとする。
- エ、屋外で使用する材料等は、耐候性及び耐食性に優れたものとする。
- オ、駆動部を要する機器は、低騒音及び低振動性に優れたものとする。

なお、使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験等を十分に検討の上、選定するとともに、最新の型式で、製造者の保守対応期間が長いものであるとして、できる限り汎用品を使用すること。

- ② 設備に使用する材料及び機器類は、全て組合の承諾を得た製造業者の製品としなければならない。

また、受注者以外のものに属する特許使用の許諾及び実用新案等の工業所有権の使用の承諾が必要な場合は、受注者の責任及び費用負担により対処すること。

4) 材料検査等

- ① 主要機器の搬入、据付け、組立等に対する検査及び試験は、原則として組合担当者の立ち会いのもとで行うものとする。

ただし、組合が認めた場合には受注者が提示する検査（試験）成績書を持ってこれに代えることができることとする。

このほか、諸官庁等の検査や試験がある場合には、組合担当者立ち会いのもとに行うこととする。

- ② 検査及び試験の方法は、組合の承認を受けた検査要領書に基づき行うこととする。

- ③ 公的又はこれに準ずる機関が発行した証明書等で成績が確認できる機器については検査及び試験を省略する場合がある。この場合は、事前に組合と協議し、承諾を得るものとする。

- ④ 組合が必要と認める機器（火葬炉本体及び関連設備等）については製作工場において立ち会い検査を行うこととする。

なお、検査項目、検査内容及び日程等については別途協議する。

- ⑤ 工事に係る検査及び試験の手続は受注者が行い、設備、機器の工場検査に係る旅費・交通費を除き、これに要する経費は受注者の負担とする。

(9) 保証

1) 責任施工

本設備の性能及び機能は、受注者の責任により発揮され、かつ保証されなければならない。また、受注者は本要求水準書に明記されていない事項であっても、工事の目的を達成するうえで当然必要なものは、組合担当者と協議の上、受注者の負担で施工しなければならない。

2) 保証期間

- ① 本設備の保証期間は、各炉の完成に日程に違いが出ることから、部分引き渡しの日から2年間とする。ただし、受注者の故意または重大な過失により故障等が生じた場合は、別途協議するものとする。

- ② 保証期間の経過後においても、故障等の原因が受注者の起因するものについては、上記の規定にかかわらず、受注者の負担により速やかに補修を行うこと。

- ③ 保証期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改造、または取替えを行うこと。ただし、誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。
- ④ 保証期間終了期限の3か月前にあらかじめ、組合と協議の上「瑕疵保証終了引渡し前確認検査要領書」を作成し、組合担当者立ち会いの上、受注者負担にて必要な検査を実施することとし、検査項目等は別途協議する。
- ⑤ 前記検査において、確認された不具合事項については、組合担当者との協議の上その指示に従い、受注者の負担にて期限内に手直しを終了すること。

3) 保証内容

① 機器保証

- ア、保証期間中は、通常使用における消耗品を除き、すべての機器の保証をするものとする。
- イ、保証期間中に生じた設計・施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、受注者の負担により速やかに修繕または部品を交換しなければならない。ただし、組合側の誤作動及び天災等の不足の事故に起因する場合は、この限りではない。

② 引渡し性能試験

- ア、受注者は、供用開始後引渡し性能試験を組合担当者立ち会いのもとで行うこととする。

- イ、受注者は、引渡し性能試験を行うにあつては、あらかじめ組合と協議の上、試験項目及び試験方法を明記した性能試験要領書を作成し、事前に組合の承認を得なければならない。

性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法等）は、それぞれの項目に関係法令及び規格等に準拠する。ただし、該当する試験方法がない場合は、最も適切な試験方法を事前に提出すること。

- ウ、排ガスのサンプリング時間は火葬1工程全てとし、再燃焼バーナ点火時から、主燃焼バーナ消火時までとする。

- エ、本要求水準書で明示した火葬能力（火葬時間、排ガス温度、運転回数等）及び環境汚染防止基準値は性能保証事項とする。

また、性能は前記「環境汚染防止基準値」に示した排ガス、悪臭、ダイオキシン類、騒音、振動等の基準値を遵守し、更新したすべての火葬炉について保証されるものとする。

- オ、性能試験における性能保証事項（環境汚染防止基準）の計量及び分析の依頼先は計量証明登録業者又は組合の承認を得た機関とする。測定の実施期間は原則として実運転開始後の1ヶ月以内とする。

なお、十分な性能が得られない場合は、改修計画書を提出の上、すみやかに適正な改修、調整等必要な処置を受注者の責任において行い、改めて性能試験を行い、適正な性能が発揮されることを確認しなければならない。

- カ、性能試験に必要な経費はすべて受注者の負担とする。

(10) 試運転及び運転指導

① 試運転

- ア、受注者は工事期間内に組合担当者の立ち会いのもとで試運転を行うものとする。なお、試運転を行う項目について、試運転要領書を作成し組合の承認を得なければならない。

- イ、受注者は、試運転期間中専門技術者を常駐させなければならない。

- ウ、試運転データ及び運転日誌は、受注者が作成し提出しなければならない。

- エ、試運転期間中に行われる整備及び点検については、原則として組合担当者が立ち会うものとし、発見された不具合については、その原因と補修内容等

を記載した補修実施報告書を作成し、組合の承認を得なければならない。
オ、試運転は更新したすべての炉について行わなければならない。
カ、試運転に必要な経費は、組合と協議の上決定する。

② 緊急動作試験

本施設の運転時に予測される非常時を想定した緊急動作試験を行い、本施設の機能の安全を確認すること。

③ 運転指導

ア、受注者は、施設の円滑な運営に必要な機器の運転管理及び取扱いについての運転指導計画書、運転指導用説明書、緊急時の対応マニュアル等を作成し、それに基づく必要かつ十分な教育と指導を本施設に配置される職員に対して行われなければならない。

イ、運転指導は、試運転期間及び実運転時に行うものとする。

火葬炉設備は「ダイオキシン類削減対策指針」を考慮した火葬炉設備とする。なお、運転指導期間は組合担当者と相談の上決定する。

運転指導に必要な経費は、受注者の負担とする。

ウ、運転指導期間中は、専門技術者を常駐させなければならない。

エ、運転指導期間中の専門技術者に要する経費は受注者の負担とする。

(1 1) 引渡し

受注者は、すべての工事が完了し、設備が正常に機能することが確認され組合が行う各検査に合格した後、引渡しを行うものとする。

(1 2) かし検査

既に引渡しが完了した火葬炉設備について、必要によりかし検査を行う場合がある。かし検査の実施は部分引き渡しの日からおおむね2年後、または組合の指定日とする。

第3節 雑 則

(1) 疑 義

本要求水準書について、設計または工事施工中に疑義が生じた場合、受注者は組合担当者と協議しその指示に従うものとする。

(2) 変 更

提出済の設計図書については、組合担当者の指示による場合を除き原則として変更は認めないものとする。

(3) 水道、電気、燃料等

① 本火葬炉更新工事に必要な電気、水道等の接続は、受注者の負担において行うものとする。

② 更新した火葬炉設備については、正式な引渡しまでに必要な電気、水道、燃料等の料金は無償とする。

(4) 事前協議

火葬炉設備更新工事の施工にあたっては、技術上の管理を行う専門の技術者を常駐させるものとする。また、受注者は組合担当者と十分協議の上、事前打合せを行い、施工上のトラブルが起こらないように努めなければならない。

(5) 諸官庁への手続き

火葬炉設備更新工事に係る関係諸官庁への必要な手続き及び書類の作成は受注者が行うものとする。また、その経費については受注者の負担とする。

(6) 特許関係

受注者以外に属する特許等を使用する場合は、受注者の責任及び費用負担によるものとする。

第4節 工事範囲

本要求水準書で定める火葬炉設備更新工事にかかる工事範囲は次のとおりとする。

(1) 機械設備工事

- ① 火葬炉設備本体（主燃焼炉＋再燃焼炉及び炉内台車）
- ② 燃焼設備（主燃焼バーナ、再燃焼バーナ及び燃焼付属設備）
- ③ 通風設備（燃焼用空気送風機、煙道及びダクト）
- ④ 排気設備（強制排気設備、煙道、排気筒）
- ⑤ 排ガス冷却設備（空気混合による冷却設備）
- ⑥ 環境汚染防止設備（集じん設備、触媒処理設備等）
- ⑦ その他関連する設備、機器等（炉前冷却室等）

(2) 電気・計装設備工事

- ① 電気設備（受変電設備（キュービクル）、動力制御盤、中央監視・制御装置、火葬炉操作盤、火葬炉制御盤、計装機器一式、共通制御盤、非常用発電設備等）については既存の受変電設備の状況によっては内部機器の内容による改修工事について検討すること。
- ② 計装設備
- ③ その他関連する設備、機器等（配管、配線設備及び動力盤切替え工事等）

(3) その他の工事

- ① 更新工事に伴う建築工事
 - a. 炉設備の配管工事等の工事施工において、空調等の設備が設置されているために当該工事の施工が行いにくい場合は、その場所の移動や撤去方法等について組合と相談すること。
 - b. 設備、機器の維持管理の為に保守点検用の歩廊については、必要に応じ設置することとする。
なお、点検歩廊を設置する場合は図面を提出すること。
- ② 塗装工事
- ③ 保温、断熱、防音工事
- ④ 非常用発電設備
- ⑤ 機械基礎工事
- ⑥ 既存火葬炉本体及び集じん設備、強制排気設備、煙道等の解体撤去工事
なお、解体撤去に伴う集じん設備や煙道等の蓄積された灰のダイオキシン類の事前調査・分析を行うこと。
- ⑦ その他
 - a. 保守点検工具、収骨用具。
消耗品および予備品については、別紙—1の一覧表による。
 - b. 排ガス等の測定に係る性能試験

第5節 提出図書(火葬炉設備更新工事に係る設計図書等)

(1) 基本的事項

- ① 契約締結後、組合と協議の上、直ちに火葬炉設備更新工事に係る実施設計に着手するものとする。
- ② 実施設計書は本要求水準書に基づき行うものとする。
- ③ 実施設計書において、組合が示した本要求水準書では性能を十分に発揮できないことが判明した場合は、性能発揮に必要な改善又は変更を受注者の責任と負担のもとに行うものとする。
なお、この改善又は変更については、事前に協議し、組合の承諾を得るものとする。
- ④ 組合担当者は、実施設計図書を精査して特に問題がないと判断した場合につ

いて、製品の製作及び工事着工を承諾するものとする。

(2) 実施設計図書（実施設計時に提出する図書）

受注者は、実施設計図書として次のものを提出すること。

提出部数は各 3 部とし、組合担当者と協議の後、速やかに提出すること。

- ① 火葬炉設備更新工事仕様書（別紙様式－ 1 に設備内容を記載のこと）
- ② 火葬炉設備フローシート及び計装フローシート
- ③ 燃焼計算書
 - ア、火葬 1 体あたりの燃焼計算書(燃料は都市ガスとする)
 - イ、主要な設備における容量計算書
 - ウ、各設備における電気設備容量計算書
 - エ、電気設備における受変電設備図及び主要機器姿図、単線結線図等
 - オ、既存建物（火葬棟）の 1 階、2 階設備機器配置計画図（平面計画図等及び立面図、断面図等）
 - カ、機械基礎図
 - キ、保守点検用の歩廊図（設置する場合は図面作成のこと）
- ④ 主要設備形態図面
 - ア、火葬炉本体及び築炉構造図（材料、材質を明記のこと）
 - イ、炉内台車
 - ウ、排ガス冷却設備(冷却設備本体の設備、材質および設備性能仕様等)
 - エ、集じん設備(慣性衝突フィルタ式集じん設備)（設備構造図の提出）
 - オ、触媒処理設備(触媒の材質等を明記すること。)
 - カ、強制排気設備(誘引ファン)（材質及び性能等の明記のこと）
- ⑤ 空気配管、電気配管、ラック、ダクト等の図面
- ⑥ 火葬炉の運転に係る自動化システム等の説明資料
- ⑦ 運営管理条件（維持管理基準等）
- ⑧ 労働安全衛生対策
- ⑨ 環境汚染防止対策
- ⑩ 電気設備、計装設備機器リスト
- ⑪ 計装設備の表示態様等
 - ア、火葬炉操作盤
 - ・ 運転状態表示、操作機能の表示態様
 - ・ 自己診断対象項目の診断方法及び表示態様
 - ・ その他の機能の表示態様
 - イ、中央監視・制御装置
 - ・ 運転状態表示、操作機能の表示態様
 - ・ 故障箇所及び記録の表示態様
 - ・ 積算記録の表示態様
 - ・ その他の機能の表示態様
 - ウ、制御一覧表（別紙－ 2 参照）、計装一覧表（別紙－ 3 参照）
- ⑫ 火葬炉概要説明書（主要機器の耐用年数及び緊急時のアフターサービス体制等）
- ⑬ その他、次に示す資料等
 - ア、センサー類の検出端等に設置するステップ及び通路等の説明図
 - イ、計装系統図（空気、排ガス、燃料等。）
 - ウ、燃焼制御システムの構成及び動作に係る説明書
 - オ、材料・機器一覧表
 - カ、施工要領図（搬入要領書、据付要領書等）
 - キ、施工計画書（工事工程表、安全対策等を含む。）
 - ク、機器搬入計画書

ケ、付属品、予備品及び消耗品リスト

⑭ その他指示するもの

(3) 完成図書（工事完成時に提出する図書）

受注者は、火葬炉設備更新工事の完成に際して完成図書として次のものを提出すること。

1) 工事写真等

① 工事写真等

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」（改定第2版建築設備編）による。

- ・ 工事写真（A4カラープリント）：製本1部
- ・ 完成写真（A4カラープリント）：製本1部

2) 完成図書の製本

- ① 電子化図面（PDF形式）：1部
- ② A3版製本：1部
- ③ 機器説明書（設備概要、運転方法、保守管理方法等）：必要部数
- ④ 主要機器取扱説明書：2部
- ⑤ 試運転報告書、試運転日誌：2部
- ⑥ 単体機器試験成績書：2部
- ⑦ 機器台帳：2部
- ⑧ 予備品、消耗品、工具の各リスト：2部
- ⑨ 保証書：1部
- ⑩ 官公署届書（控え）：1部
- ⑪ 保守及び緊急連絡表：2部
- ⑫ 主要機器ごとの耐用年数表：2部
- ⑬ その他指示する図書：必要部数

第2章 設備別の基本的事項

第1節 共通事項

- (1) 一般の燃焼炉と違い運転中のトラブルによって炉を停止するような事態が発生してはならない。したがって、受注者はあらゆる事態を考慮し、設計に折込むとともに火葬炉が停止するようなトラブルの発生が皆無となるよう努めるものとする。
- (2) 火葬炉設備の運転保全のため、炉本体及び各機器の周囲に歩廊、階段、手摺、架台、点検台等を設けること。
- (3) 通路は原則として段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
また、2方向の避難路確保のため、歩廊は原則として行き止まりを設けないこと。
- (4) 炉本体、煙道、冷却設備、排気設備等において熱を伝導する設備・機器については保温施工とすること。
- (5) 触れて火傷の恐れのある場所については、断熱施工をすること。
- (6) 回転部、駆動部等の危険な部位には保護カバーを設けるなど、安全対策を講ずること。
- (7) 電動機は構造、型式及び使用環境に適した保護形式のものであること。
- (8) 配管については、勾配、耐震及びエアポケットがないように考慮すること。
また、耐震施工を行うこと。
- (9) 塗装については、耐熱・耐油・耐腐食性を考慮して施工すること。
また、配管等の種類別に塗装色を分けること。
- (10) 火葬業務に支障がないよう、自動操作の機器は手動操作への切り替えができること。
- (11) 地震の際には全ての機器は安全側に自動停止し、人の安全を確保するとともに、設備機器についても耐震を考慮した施工とすること。
- (12) 火葬中の停電時においては非常用発電設備により安全に運転が継続できること。また、停電から、復電時においても安全かつ迅速に設備の復旧ができること。
- (13) 火葬炉の構造及び機器の配置等については、修理、保守点検、整備を考慮したものとする。

第2節 火葬炉設備の基本仕様内容

1. 火葬炉本体

- (1) 主燃焼炉
 - ① 火葬炉は本要求水準書の2頁に示した大きさの柩が火葬できる空間の炉構造とすること。
 - ② 炉の構造は、耐震性及び耐熱性の堅牢なものであって、かつ隙間から外気の侵入がないように、気密性を十分保てるものとする。
また、柩の送入、焼骨の取出しが容易で、さらに維持管理性を考慮した構造とすること。
 - ③ 築炉構造は、それぞれの使用場所に応じた特性の耐火材を用いるとともに火葬炉ケーシング(炉枠)の面温度は触れても火傷等の障害のない温度以下になるよう耐火材、断熱材の構成について十分考慮すること。
また、炉内の耐火材は燃焼効率を考慮して、セラミックファイバー(1,500℃以上の材質)での施工とすること。
 - ④ 火葬炉本体の構造は3.2mm以上の鋼板製で溶接等による密閉構造とすること。
 - ⑤ 火葬炉の操作上、急熱、急冷が繰返されたため膨張係数の小さい材料を選択し、

かつ膨張・収縮に強い構造となるよう設計には十分考慮すること。

⑥ 遺体の尊厳に十分に配慮した設備構造とすること。

⑦ 火葬中は、炉内の状況が確認できるように安全対策を施した覗き窓を設けること。

(2) 断熱扉

電動開閉式とし、堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が保持できる構造とすること。なお、故障の際は手動でも開閉できる構造とすること。

(3) 炉内台車

棺収容、焼骨の取出しが容易な構造とし、耐火材は耐熱性、耐スポーリング(熱歪)性を有し、汚汁浸透による臭気発散がない構造とすること。

(4) 炉内台車移送設備

炉内台車を冷却前室及び主燃焼炉内に電動で移動でき、安全に運転できるものとする。切換えにより、手動操作が可能な方式とすること。

(5) 再燃焼炉

① 火葬炉における最も重要な設備であり、黒煙、悪臭及びダイオキシン類等の有害物の除去に必要な温度(800℃以上950℃以下)の保持できること。

また、再燃焼炉内の排ガス滞留時間を燃焼ガス量に対して1秒以上を保持できる容積と構造とすること。

なお、再燃焼炉用バーナ着火後5分以内に炉内温度を約800℃に上昇でき、さらに遺体の火葬が終了するまでは約800℃の温度保持ができること。

また、これらの状況の確認ができるデータを提出のこと。

② 主燃焼炉からの燃焼排ガスと再燃バーナの火炎とが十分に混合、攪拌燃焼できる構造とすること。

③ 主燃焼炉に準じた材料、材質を使用して築炉することし、築炉構造は主燃焼炉に準ずること。

2. 燃焼設備

(1) 主燃焼炉用バーナ

① 火葬に適した性能を有し、遺体、副葬品等の燃焼に必要な空気と燃料を供給でき、安全確実な着火と低燃焼においても安定した燃焼ができること。

② 腹部等の難燃部にバーナ火炎を照射できるよう傾動機能(上下15度以上)を有すること。

③ 燃焼装置の制御は、各々の目的を達成するために必要な要素を十分設計に取り入れ、トラブルのない安全な運転ができることとし、各種の制御設備や危険防止設備及びフレームアイ等の取付けにより、安全面にも十分考慮すること。

(2) 再燃焼炉用バーナ

① 再燃焼に適したバーナとし、黒煙の除去及び悪臭の除去とダイオキシン類等の有害物質の発生防止対策等を考慮し、排ガスの加熱分解に必要な炉内温度(800℃以上)を保持できる性能を有しかつ安全確実な着火と安定した燃焼ができること。

② バーナ着火後5分程度で約800℃まで昇温できる能力を有すること。

(3) 燃焼用空気送風機

遺体及び棺や副葬品等の燃焼に必要な空気を供給できる設備とし、別置型の設備を設置し、バーナの燃焼容量の変化に対する所要圧力の変動が少なく効率の高いものを設備することと合せ、騒音、振動等の対策について考慮した設備とすること。

3. 排ガス冷却設備

空気混合による冷却とし、均一で急速に降温できる方式とすること。

なお、ダイオキシン類の再生成を防ぐ為に、再燃焼炉からの燃焼排ガスを250℃以下に冷却できる設備とし、耐腐食性、耐熱性にすぐれた材質を使用すること。

4. 排ガス処理設備

- ① 排ガス処理設備は慣性衝突フィルターの集じん設備と触媒処理設備とする。
- ② 本要求水準書に示す環境汚染防止基準値を遵守できる性能を有するとともに、耐久性、維持管理性に優れたものとする。
- ③ 本設備は平成12年3月に厚生省(現厚生労働省)が示した「ダイオキシン類削減対策指針」に基づきダイオキシン類の排出を本要求水準書に示す排出基準値以下にして排出する為の設備であり、ダイオキシン類が再生成しないような温度域で十分な効率が得られる設備を設置すること。
- ④ 結露等による鋼板の腐食やダストの固着が生じない材料、材質、構造とすること。

⑤ 触媒処理設備

気化したダイオキシン類の除去のために触媒処理装置を設備すること。

なお、微粒な粉じん等による目詰まりについて十分に考慮した設備構造とすること。

5. 排気設備

(1) 強制排気設備

- ① 強制排気設備は火葬によって発生した燃焼排ガスの冷却後の最大排ガス量に対応した排気容量を有し、燃焼の安定化の為に炉内及び煙道内を適切な負圧に維持できること。
- ② 耐熱性、耐腐食性に優れた材質を使用し、さらに騒音、振動等の対策について考慮した設備とすること。
- ③ 排ガス量の減少によりサーシング(脈動)現象が発生しないよう設計には特に考慮すること。
- ④ 軸受は空冷式とし、夏場においても十分余裕のある設計とすること。

(2) 炉内圧制御装置

- ① 火葬することによって発生する燃焼排ガス量の変化に対して、安定燃焼が出来る炉圧制御装置を設備すること。
- ② 高温の中で使用する部材については、十分な耐久性を有する材質のものを選定すること。

(3) 煙道

- ① 再燃焼炉出口から排気筒までの燃焼排ガスの通路とし、十分な断面積を有し、ダスト堆積の恐れがないこと。なお、高温の中で使用する部材については、十分な耐熱性を有する材質のものを使用すること。
- ② 煙道の表面温度は室温+40℃以下となるよう保温材の種類・厚みを決定し施工するものとし、外装材等は使用環境に最適な材料を選定すること。
- ③ 内部の点検・補修がしやすい構造とし、適所に点検口等を設けること。
- ④ 強制排気装置の故障によって、火葬を中断した場合には、バイパス煙道及びダンパー等により隣接炉の系列の排気設備により火葬を再開し完了できる構造とすること。

(4) 排気筒

- ① 本施設の特異性及び周辺環境を考慮した高さで頂部口径を有し、降雨、降雪及び大気拡散を考慮した設備形式とし、耐久性に優れた材質を使用すること。
- ② 排ガス測定作業を安全に行える位置に測定口を設けること。

- ③ 雨漏り防止等を考慮し、原則として既存排気筒の位置変更及び口径変更等の大規模な改修は行わないこと。

6. 火葬炉設備に関する付属設備

(1) 炉前化粧扉及び台車駆動装置

化粧扉は既存の化粧扉を使用し、炉内台車駆動装置は新しい火葬炉設備の構造に合わせ更新すること。

なお、化粧扉の開閉装置については現況を調査したうえで、組合と相談の上更新の必要性について検討を行うこと。

(2) 炉前冷却室

- ① 遮音、断熱構造とすること。
 - ② 会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない構造・材質とすること。
 - ③ 火葬炉台車の点検清掃及び入れ替えが容易にできる構造とすること。
 - ④ 炉前化粧扉の開閉時は、炉前冷却室内を負圧に保つこと。
 - ⑤ 火葬終了後、火葬炉台車を速やかに冷却できる構造とすること。
 - ⑥ 室内に照明設備を設置すること。
 - ⑦ 焼骨及び炉内台車の冷却は10～15分程度とすること。
 - ⑧ 台車移送は炉操作盤のスイッチにより炉前冷却室→火葬炉→炉前冷却室とし、炉内台車を電動（自動）で行える装置を設備すること。
- なお、炉前冷却室以降の台車の移送は炉前化粧扉を閉めた状態で行うものとする。また、保守点検や炉内清掃のための出入口を側部に設けること。

(3) 残骨灰処理設備

- ① 収骨後の残骨灰等を火葬棟内に設置している残骨灰保管室まで真空搬送する集じん設備を設置すること。
- なお、集じん設備については既存の設備の状況を調査し、利用可能な状況な場合は、原則として既存設備を利用することとする。
- 新規に設置する必要がある場合については、低騒音のものを使用し、十分な吸引力を有し、スムーズな搬送が行えるような配管口径等に留意すること及び点検清掃が容易な構造であること。
- ② 残骨灰中に含まれる釘、異物等の除去対策を講じること。
 - ③ 保管容量（集じんバケツ容量）について残骨灰の現況を調査し、必要な容量の集じんバケツを設備すること。

(4) 集じん灰処理設備

慣性衝突フィルター設備の集じん設備であり、微粒の集じん灰を補修することは困難であることからフィルターで除塵された集じん灰を直接吸引する設備とし移動可能な型式の業務用掃除機を設備すること。

(5) 柩運搬車

- ① 柩を霊柩車から炉前ホールまで移送する運搬車であり、運転操作性に優れ安全に運転できることとする。移動については電動式とし、手動でも可能な方式とすること。
- ② 柩運搬車から、炉内台車への柩の移し替えが容易にできる構造とすること。
- ③ 遺族や会葬者の目に触れる設備であり、美観上優れた材質、形状で、葬送空間に見合った意匠とすること。
- ④ 数量は新規に1台を設備し、既存の運搬車は新しい構造の火葬炉に対応した運搬車に改造すること（予備として確保）

(6) 炉内台車運搬車

- ① 炉内台車運搬車は操作性に優れ、安全に運転できる電動台車式とする。
- ② 炉前冷却室で冷却された炉内台車を炉前ホールまで引き出し、収骨室まで移動する運搬車であり、切り替えにより手動でも操作可能な方式とすること。

- ③ 遺族や会葬者の目に触れる設備であり、美観上優れた材質、形状で、葬送空間に見合った意匠とすること。
- ④ 数量は新規に1台を設備し、既存の運搬車は新しい構造の火葬炉に対応した運搬車に改造すること。(予備として確保)

7. 電気・計装設備

- (1) 火葬炉設備に必要なすべての電気制御設備及び計装設備とする。
なお、火葬炉設備の運転及び管理面で作業能率の向上及び安全が図られるとともに、保守、点検等の維持管理が容易で、十分な耐久性を有すること。
- (2) 火葬炉設備の運転及び制御は中央監視・制御装置及び火葬炉操作盤等の現場操作盤により行うものとする。
- (3) 新しい構造の火葬炉に更新することから電気設備容量の増加が考えられるため、必要な設備容量を確保すること。
- (4) 非常用発電設備についても設備容量の増加が必要であり必要容量を確保すること。
なお、既存設備については長期稼働に伴う老朽化が考えられるので、全面的に更新する場合については、現状調査のうえ組合と相談すること。
また、非常用発電設備の設備容量については、非常時における使用方法等について組合の担当者と協議の上決定すること。
- (5) 停電によるシステム障害の発生を防止するため無停電電源装置を設備し、システムの保護を行うものとする。なお、システム障害の発生により中央監視装置が機能しない場合においても、火葬炉の運転が可能なようなシステムとすること。
- (6) 化粧扉の開閉釦による火葬開始の信号により火葬炉内台車の出し入れ、燃焼用空気送風機及び強制排気設備の運転、主燃焼炉、再燃焼炉の燃焼制御等が自動で行われ、火葬を全自動で行うことができるシステムとすること。
なお手動でも設備の操作が可能とすること。
- (7) 運転管理は、プロセス監視に必要な機器、表示灯、警報器等を具備すること。
- (8) インバータを使用する設備を設置する場合は、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に記載されている設置基準(高調波対策)を遵守すること。

8. 配管設備

- (1) 使用材料及び口径は、使用目的に最適なものを使用し、配管は可能な限り集合配管となるよう計画すること。また、配管や機器の掃除及び補修を行う際、部分解体が容易に行え、取外しが容易なように適切な位置にフランジやバルブ等の継手を設けること。
なお、アンカー、フランジ、サポート等に使用するボルト、ナット等は適切な材質を使用すること。
- (2) 勾配、保温、火傷防止、防露、防錆、防振、凍結防止、エア抜き等を考慮して計画し、閉塞しやすい管は掃除が容易なように考慮すること。
- (3) 弁・継手等の配管材料は全て J I S 5 Kg/Cm² 以上のものを使用すること。
- (4) 建築物の貫通部及び配管支持材は、美感を損なわぬよう留意すること。
- (5) ガス配管工事における側壁貫通部及び雨水流入の考えられる箇所は水切り施工し、特に腐食しやすい箇所及び点検・補修が困難な箇所で使用する材質は SUS304 又は同等品以上を使用すること。
- (6) 弁類には、「常時開」「常時閉」等を表示すること。
- (7) 弁類の設置位置は原則として床面から手の届く範囲とすること。
- (8) 消防署等により、配管についての指示がある場合は、受注者の責任において消防署の指示に従い対処すること。

9. 保温・断熱設備

- (1) 性能上・安全上又は職場環境上、保温を必要とするすべての設備に対して、所要の保温・断熱施工をするとともに必要箇所には防露、ドレン抜き施工を行うものとする。
- (2) 全ての設備、機器において、表面温度は1階炉室部分及び2階機械室について、触れても火傷の発生がない温度にすることとし、なお、原則として室温+40℃以下となるよう保温材の種類・厚みを決定し施工すること。
- (3) 外装材等は使用環境に最適な材料を選定すること。
- (4) 高温となる機器類には断熱被覆及び危険表示灯の必要な措置を講じること。

10. 塗装工事

塗装は、耐熱、耐薬品、防蝕、耐候、美観を考慮し施工するものとする。

- (1) 屋外、多湿部設置の機器及び付属機器留意の鉄部は原則としてエポキシ樹脂系塗料又は同等以上の塗料にて塗装するものとする。
- (2) 高温部には適正な耐熱性を有する塗料を使用すること。
- (3) 塗装は原則として、素地こしらえ後、錆止め塗り2回、中塗り1回、上塗り1回を行い、現地にて錆止め補修を行った後、中塗り、上塗りを施すこと。
- (4) 小型機器等で工場仕上げを行う機器については、塗装面にキズが入らないように十分に養生すること。
- (5) 保温等を施工する機器、ダクト類、配管類、(メッキ処理したもの、または錆の発生する恐れのないものを除く)は、錆止め塗料2回塗りを施すこと。
- (6) 配管は原則として現地塗装とすること。
- (7) 機器及び配管等の仕上げ塗装色は、組合の指示によるものとする。
- (8) 文字・名称・色別表示・危険表示等
 - ① 配管・ダクト類は、流体名・経路・使用目的等が明確に判断できるよう文字・矢印・色バンド等を記入する。記入できない場合は名称札を取り付けること。
 - ② 記入場所は、原則として弁の付近及び機器の出入り口及び各室、各階の貫通部に記入すること。
 - ③ 回転機器等には、回転方向及び回転状態が判別できるよう表示すること。
 - ④ 機器類は、本体の見やすい位置に名称を記入するか名称板を取り付けること。2台以上ある機器にはそれぞれ番号を表示すること。
 - ⑤ バルブ、スイッチ等で操作上注意を要するものについては、開閉の表示札、操作の順序札、注意札等を取り付けること。
 - ⑥ 危険物表示、酸素欠乏表示、危険箇所表示等を必要箇所に表示すること。

11. 地震対策

- (1) 建築基準法、消防法、労働安全衛生法の関係法令に準拠した耐震設計とし、耐震設計基準は「建築設備耐震設計・施工指針」により行うこと。
- (2) 電源あるいは計装用空気電源が断たれた時は、各バルブ、ダンパー等の動作方向は全て安全サイドに働くように設備すること。

12. その他

その他、施工方法は原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の機械設備工事標準仕様書によるものとする。

本要求水準書に記載のない事項であっても、本要求水準書の趣旨にのっとり責任と誠意をもって設計及び施工を行い、性能はもちろん運転操作、安全衛生、環境保全上にも優れた施設とするよう努めるものとする。

第3章 建築工事仕様

第1節 共通事項

(1) 共通仕様書

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準仕様書」最新版及び「建築設備工事標準図」によることとする。
- ② その他は火葬炉工事による。

(2) 施工要領書

- ① 現場調査を十分に行い、既存施設の欠損を最小限にした計画とすること。
- ② 各工事種別に施工要領書を作成し、組合の承認を得て施工すること。
- ③ 施工要領書には性能を満足する材料、工法、完成後の管理等（工事中の安全、障害の防止を含む）の必要事項を示すこと。
- ④ 既存火葬炉の稼働を行いながらの更新工事とすることから、葬送の儀式に伴う遺族、会葬者等の安全に配慮した施工計画とすること。

(3) 仮設計画

- ① 工事用安全確保の仮囲い（通路、工事区画等）を必要に応じて設置すること。
設置にあたって当該区画は原則として密閉すること。
なお、仮設間仕切りはパネル式（可動式）とする。
- ② 工事用電気、水道の使用にかかる費用負担は無償とする。なお、電気容量が不足する場合は施工者で仮設設備を設置すること。

(4) 諸手続き

- ① 工事関係の諸手続きは火葬炉工事に準じ受注者において行うこととする。
- ② 材料試験、性能検査関係資料の合格書の提出を行うこと。

第2節 開口工事

- ① 火葬炉工事の区分に応じた工事工程を組み、工事範囲外の設備の稼動に支障がないこと。
- ② 火葬炉設備本体等各種設備機器の搬入口については、現状のままとする。
- ③ 床面等に機械基礎工事等を行う場合はダイヤモンドカッター等により行い、大ハンマー等の衝撃を利用するものは使用しないこと。
- ④ 工事を行う場合は十分な養生を行い、工事範囲外への防塵対策、また状況により防音対策を講じること
- ⑤ 残材は法令に基づく措置を講じること。（コンクリート、アスファルト、木材等）

〈別紙様式—1〉

火葬炉設備仕様内容 ①

項 目	仕様内容
1. 火葬炉設備 (1) 主燃焼炉 ア、型 式 イ、数 量 ウ、寸法 (炉内) (外形) エ、材質・築炉構造 ・ケーシング (炉枠) ・耐火材 (側壁) (天井) (その他) オ、炉内圧 カ、炉内温度 キ、付 属 品	
(2) 断熱扉・昇降装置 ア、型 式 イ、数 量 ウ、寸 法 エ、材 質 オ、構 造 カ、付帯機器 キ、付帯設備 ク、その他	
(3) 炉内台車 ア、型 式 イ、数 量 ウ、寸 法 エ、材 質 オ、構 造	

<別紙様式ー1 続き>

火葬炉設備仕様内容 ②

項 目	仕様内容
(4) 再燃焼炉 ア、型 式 イ、数 量 ウ、寸 法 エ、材 質・築炉構造 ・ケーシング (炉枠) ・耐火材 (側壁) (天井) (その他) オ、炉内圧 カ、炉内温度 キ、炉内容積 ク、排ガス滞留時間 ケ、付属品	
2. 燃焼設備 (1) 主燃焼用バーナ ア、型 式 イ、数 量 ウ、燃料調節範囲 エ、着火方式 オ、傾動可能範囲： カ、燃焼制御方式 キ、付属品	
(2) 再燃焼用バーナ ア、型 式 イ、数 量 ウ、燃料調節範囲 エ、着火方式 オ、燃焼制御方式 カ、付属品	
(3) 燃焼用空気送風機 ア、型 式 イ、数 量 ウ、容 量 風 量 風 圧 電動機 エ、風量調整方式 オ、材 質 カ、駆動方式	

項 目	仕様内容
3. 排ガス冷却設備 (1) 排ガス冷却設備 ア、型 式 イ、数 量 ウ、主要材質 エ、ガス温度 入 口 出 口 オ、温度制御方式	
(2) その他の排ガス冷却設備 ア、型 式 イ、数 量 ウ、主要材質 エ、ガス温度 入 口 出 口 オ、温度制御方式 カ、設備としての必要寸法	
4. 排ガス処理設備 (1) 集じん設備 ア、型 式：慣性衝突式設備 イ、数 量 ウ、処理風量 エ、排ガス温度 オ、出口ばいじん濃度 カ、集じんフィルター材質 キ、圧力損失 ク、付帯設備	
(2) その他の環境汚染防止設備 (触媒処理設備等) ア、型 式 イ、数 量 ウ、触媒の材質 エ、構 造 オ、耐熱温度 カ、処理ガス量 キ、必要寸法	設置する場合は記載のこと。

項 目	仕様内容
5. 強制排気設備 (1) 排風機 ア、型 式 イ、数 量 ウ、容 量 エ、余裕率 オ、電動機 カ、主要材質 キ、耐熱温度 ク、風量制御方式	
(2) 炉内圧制御装置 ア、制御方式 イ、数 量 ウ、材 質 エ、設置位置	
(3) 煙 道 ア、型 式 イ、数 量 ウ、材 質 エ、付属品	
(4) 排 気 筒 ア、型 式 イ、数 量 ウ、高 さ エ、頂部口径 オ、材 質 カ、排ガス吐出速度 キ、排ガス温度 ク、 付属品	
6. その他設備 (1) 炉前冷却室 ア、型 式 イ、数 量 ウ、寸 法 エ、材 質 オ、冷却方式	

項 目	仕様内容
(2) 炉内台車運搬車 ア、型 式 イ、数 量 新規1台 既設1台改造 ウ、材 質 エ、寸 法 オ、重 量 (積載重量)	
(3) 柩運搬車 ア、型 式 イ、数 量 新規1台 既設1台改造 ウ、材 質 エ、寸 法 オ、重 量	
(4) 残骨灰処理設備 ① 残骨灰集じん設備 ア、型 式 イ、数 量 ウ、風 量 エ、電動機 オ、払落し方法 カ、フィルター材質 キ、付属品 ク、その他 (残骨灰の処理方法)	
② 吸引装置 ア、型 式 イ、数 量 ウ、容 量 エ、付属品	
③ 吸引口 ア、型 式 イ、数 量 ウ、口 径 エ、その他	
(5) 集じん灰の処理設備 本要求水準書の16頁に示した設備とする。 なお、設備の仕様を記載すること。	

<別紙様式ー1 続き>

火葬炉設備仕様内容 ⑥

項 目	仕様内容
7. 電気計装設備 (1) 動力制御盤 ア、型 式 イ、内蔵機器 ウ、主要機能 エ、寸 法 オ、数 量 カ、その他	
(2) 中央監視装置 ア、型 式 イ、システム内容 ウ、寸 法 エ、主要機能 オ、数 量	
(3) 火葬炉制御・操作盤 (タッチパネル) ア、型 式 イ、内蔵機器 ウ、寸 法 エ、主要機能 オ、数 量	
(4) 炉前冷却室操作盤 ア、型 式 イ、内蔵機器 ウ、寸 法 エ、主要機能 オ、数 量	

<別紙様式—1 続き>

火葬炉設備仕様内容 ⑦

項 目	仕様内容
(5) モニター設備 ① 残存酸素濃度計 (O ₂ 計) ア、型 式 イ、数 量	
(6) 非常用発電設備 ア、型 式 イ、数 量 ウ、性 能 エ、燃 料 オ、発電機出力 カ、始動時間 キ、付属品 燃料タンク (ℓ)	

別紙ー 1

消耗品・予備品納入一覧表

設 備 品	品 名	数 量	
		消 耗 品	予 備 品
燃焼設備	ベアリング、パッキン類、火炎検出器 その他 圧力計、微圧計	各種一炉分	一 炉 分 各種 1 個
	1. 工 具 今回の更新工事において、必要とする工具について、不足する工具を必要数納入のこと	組合と打合せの上決定	
その他	2. 電気・計装用部品 今回の更新工事において、必要とする部品について、不足するものを必要数納入のこと	組合と打合せの上決定	
	3. 潤 滑 油 潤滑油類 グリスポンプ グリスニップル	現況調査の上必要数を納入のこと	
	4. 塗 料	各種 1 式	
	5. 火葬用具 デレッキ、磁石 等	組合と打合せの上決定	
	6. 台車表面保護材	組合と打合せの上決定	
	7. 棺受け金物（五徳）	一式	3 炉分
	8. 熱電対	一式	3 炉分

別紙— 2

制 御 一 覧 表

項 目 制御項目	中央監視制御装置			各炉操作盤			自動	手動	駆動装置	非制御装置	備 考
	表示	操作	警報	表示	操作	警報					
燃料（都市ガス）流量積算計	○			○							各炉
バーナ火炎検知			○			○			制御リレー	燃焼弁バーナ停止	失火警報
地震時燃料遮断制御			○		○	○				全燃焼ライン停止	バーナ設置建屋壁面 テスト用スイッチ設置
再燃焼炉温度制御	○	○	○	○	○	○	○	○	コントロール ルモーター	燃料弁	温度指示 ガス温度高警報表示
主燃焼炉温度制御	○	○	○	○	○	○	○	○	コントロール ルモーター	燃料弁	温度指示 ガス温度高警報表示
排風機ガス温度（一次冷却） 制御	○	○	○	○	○	○	○	○	コントロール ルモーター	温度制御用ダンパ ー	温度指示 ガス温度高警報表示
主燃焼炉圧制御	○		○	○	○	○	○	○	コントロール ルモーター	調節ダンパー	炉圧指示 炉内圧プラス圧警報
酸素濃度制御	○	○	○	○	○	○	○	○			再燃出口酸素濃度 6%
断熱扉昇降・台車移送制御	○		○	○	○	○	○	○			
バーナ傾動	○		○	○	○	○	○	○			
炉前室冷却室制御	○			○	○		○	○	調節ダンパー		
自動燃焼プログラム制御	○			○	○		○	○			バーナ燃焼量、空気供給量、
時間積算計	○			○							火葬時間表示
燃焼用空気吐出圧制御	○		○	○			○	○			
ガス圧力制御			○			○					ガス圧上限、下限警報指示

別紙ー3

計 装 一 覧 表

計装機器名	入 力 (センサ ー)	出 力 (動作)	用 途
コントロールモーター	ー	○	バーナ燃焼量調節・主燃焼炉圧調整・排ガス温度調整・炉前冷却室
圧力発信器	○	ー	主燃焼炉圧調整
熱電対	○	ー	主燃焼炉内温度・再燃焼炉内温度・排ガス温度
火炎検出器	○	ー	バーナ火炎検知
プロテクトリレー	○	ー	バーナ火炎検知用リレー
スパークプラグ	ー	○	バーナ点火用
点火トランス	ー	○	バーナ点火用
リミットスイッチ	○	ー	炉内台車停止位置・断熱扉上下限
チェーンブロック	ー	○	断熱扉昇降
ギヤードモーター	ー	○	炉内台車移動装置
光電スイッチ	○	ー	炉内台車前室位置検知
パワーシリンダー	ー	○	主燃焼バーナ上下傾動
ガス圧力スイッチ	○	ー	メイン配管圧力監視
ガス電磁弁	ー	○	各炉燃料遮断
ガス流量計	○	ー	各炉使用燃料表示
感震装置	○	ー	地震感知
酸素濃度計	○	ー	再燃焼出口酸素濃度